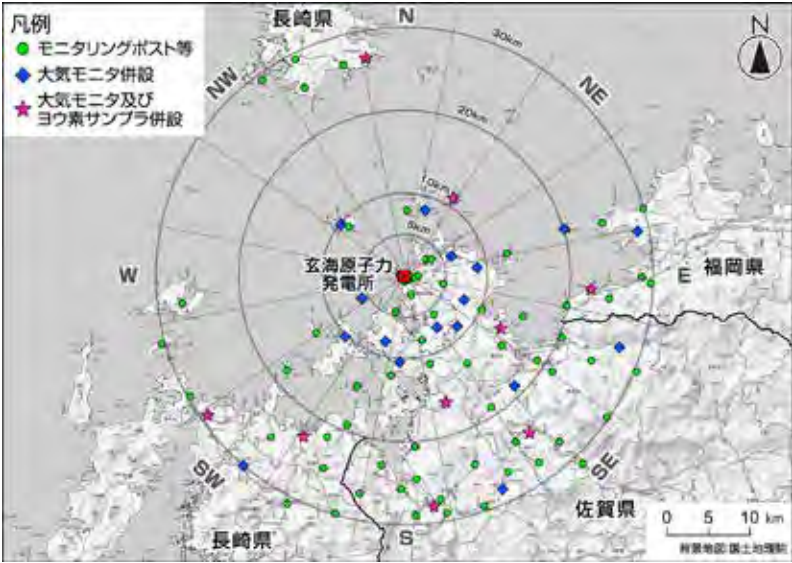


1. 玄海地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

- 緊急時モニタリング地点89地点を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。



2. PAZ内等の安定ヨウ素剤の事前配布

- 佐賀県玄海町及び唐津市、長崎県松浦市では、安定ヨウ素剤の事前配布に係る住民説明会を開催し、同時に安定ヨウ素剤の事前配布を実施している。令和2年10月現在、PAZ内及びPAZに準じて防護措置を実施する地域の対象住民のうち40歳未満の者に対し、佐賀県では1,371人、長崎県では200人に事前配布を実施。今後も継続して説明会等を開催し、配布を行う。



佐賀県市町	40歳未満の配布対象者	40歳未満の配布済者
玄海町	1,264人	787人
唐津市	1,284人	584人
合計	2,548人	1,371人

長崎県市町	40歳未満の配布対象者	40歳未満の配布済者
松浦市 (鷹島・黒島)	448人	200人

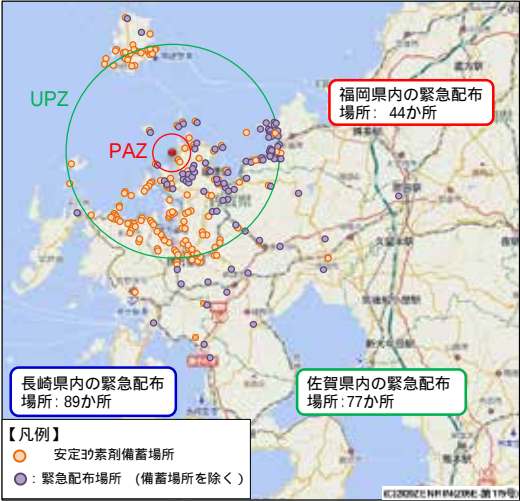
PAZ内及びPAZに準じて防護措置を実施する地域の対象住民数

<安定ヨウ素剤事前配布説明会>

医師、県及び関係市町職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明し、安定ヨウ素剤を配布する。

3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

- 佐賀県、長崎県、福岡県では避難住民に対する安定ヨウ素剤の緊急配布のための備蓄。そのうち、対象となる離島については、それぞれの離島において安定ヨウ素剤の備蓄を実施。
- 緊急配布が必要となった場合は、集合場所等で、対象住民に順次配布を実施。



安定ヨウ素剤備蓄場所

佐賀県: 70か所
長崎県: 97か所
福岡県: 5か所

安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

- 佐賀県: 計77か所
(集合場所等、避難経路上、避難退域時検査場所等で緊急配布)
- 長崎県: 計89か所
(備蓄場所、救護場所等で緊急配布)
- 福岡県: 計44か所
(備蓄場所、避難経路上で緊急配布)

4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

- 佐賀県、長崎県、福岡県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や地域の道路事情等を考慮し、避難元市町と各避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、候補地をあらかじめ準備。

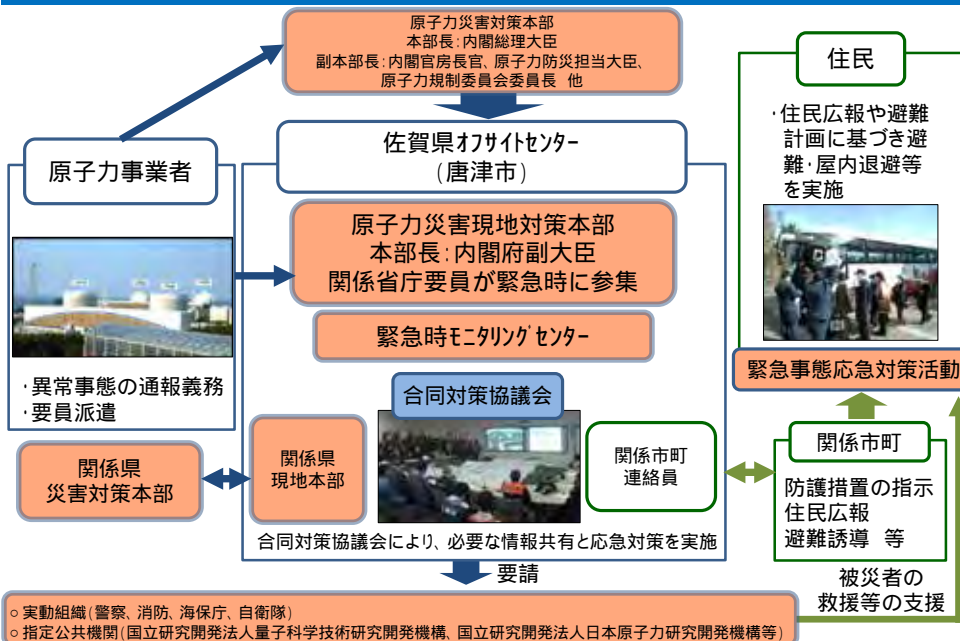


避難元県・市町	検査場所
佐賀県	玄海町 多久市陸上競技場
	唐津市 杵藤クリンセンター 他5施設
	伊万里市 有田中央運動公園 他4施設
長崎県	松浦市 波佐見町体育センター・波佐見町総合文化会館他3施設
	佐世保市 三川内地区公民館 他1施設
	平戸市 平戸文化センター 他1施設
	壱岐市 勝本町ふれあいセンター 他1施設
福岡県	糸島市 福岡市立福岡女子高等学校体育館 他41施設

玄海地域の緊急時対応（概要版）（案）

緊急時における対応体制

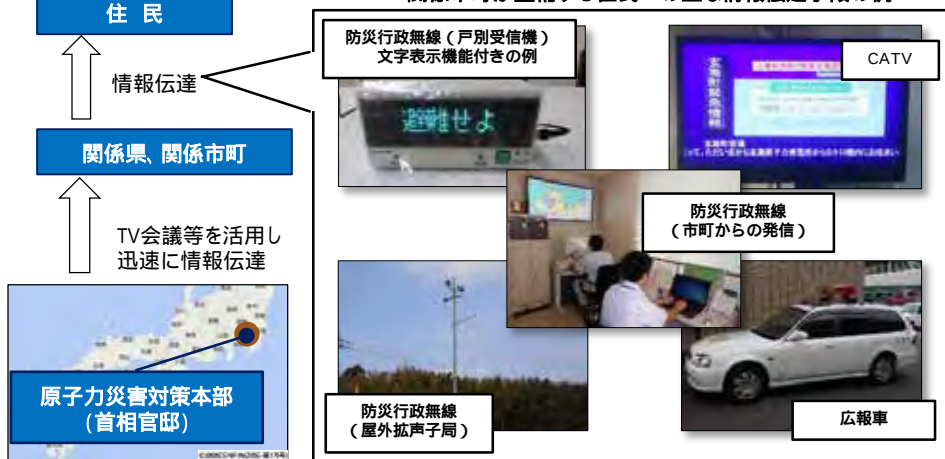
1. 緊急時対応体制



2. 住民への情報伝達体制

- 防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、CATV、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。

＜関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段の例＞



3. 実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応が困難な場合は、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町からの要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- ウェブサイトにおいて集約した関係市町からの様々な要請に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ全国の実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による支援を実施。

全国の実動組織による支援

- 警察による警察災害派遣隊**
全国の都道府県警察による支援
- 消防による緊急消防援助隊**
全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援
- 海上保安庁による巡視船艇・航空機の派遣**
全国の管区海上保安本部による支援
- 自衛隊による災害派遣・原子力災害派遣**
全国の陸・海・空の自衛隊による支援



4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 佐賀県、長崎県、福岡県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- 現地派遣要員の輸送車両の先導
- 避難住民の誘導・交通規制
- 避難指示の伝達
- 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- 避難行動要支援者の搬送の支援
- 傷病者の搬送
- 避難指示の伝達



海上保安庁

- 巡視船艇による住民避難の支援
- 緊急時モニタリング支援
- 船舶等への避難指示の伝達
- 海上における警戒活動



防衛省

- 緊急時モニタリング支援
- 被害状況の把握
- 避難の援助
- 人員及び物資の緊急輸送
- 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- 人命救助のための通行不能道路の啓閉作業



平成28年11月22日
改定 平成31年 1月 9日
改定 令和 ●年 ●月 ●日

^{げんかい} 玄海地域の緊急時対応 (全体版) (案)

玄海地域原子力防災協議会

目次

1 . はじめに	P.3
2 . ^{げんかい} 玄海地域の概要	P.5
3 . 緊急事態における対応体制	P.10
4 . PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	P.22
5 . PAZ内の全面緊急事態における対応	P.40
6 . UPZ内における対応	P.56
7 . UPZ内の離島における対応	P.86
8 . 冷却告示の対象である1・2号機に係る対応	P.111
9 . 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制	P.115
10 . 緊急時に「列ソグ」の実施体制	P.132
11 . 原子力災害時の医療等の実施体制	P.143
12 . 実動組織の支援体制	P.157

1．はじめに

・この「玄海^{げんかい}地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した玄海^{げんかい}地域原子力防災協議会において、九州電力(株)玄海^{げんかい}原子力発電所を対象とした原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む地方自治体や国等の緊急時における対応をとりまとめたもの。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

○ 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「^{げんかい}地域原子力防災協議会」を設置することとし、^{げんかい}玄海地域においても「^{げんかい}玄海地域原子力防災協議会」が設置された。

^{げんかい}玄海地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

- 構 成 員
- 内閣府政策統括官(原子力防災担当)
 - 原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
 - 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官
 - 内閣府大臣官房審議官(防災担当)
 - 警察庁長官官房審議官
 - 総務省大臣官房総括審議官
 - 消防庁国民保護・防災部長
 - 文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)
 - 厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
 - 農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
 - 経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
 - 国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
 - 海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)
 - 環境省大臣官房審議官
 - 防衛省大臣官房審議官
 - 佐賀県副知事
 - 長崎県副知事
 - 福岡県副知事

- オブザーバー
- ^{げんかいちよう}玄海町
 - ^{からつし}唐津市
 - ^{いまりし}伊万里市
 - ^{まつうらし}松浦市
 - ^{させぼし}佐世保市
 - ^{ひらどし}平戸市
 - ^{いきし}壱岐市
 - ^{いとしまし}糸島市
 - ^{きゅうしゅうでんりよく}九州電力株式会社

協議会の運営は、内閣府が行う。
協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を設置

2 . ^{げんかい}玄海地域の概要

- 玄海原子力発電所は、九州電力(株)が佐賀県東松浦郡玄海町に設置している原子力発電所である。
- 玄海原子力発電所は、昭和50年10月に1号機の営業運転を開始。昭和56年に2号機、平成6年に3号機、平成9年に4号機の営業運転を開始している。なお、1号機については、平成27年4月、2号機については、平成31年4月をもって廃止となった。

九州電力(株)玄海原子力発電所について

(1) 所在地 佐賀県東松浦郡玄海町

(2) 概要

1号機	55.9万kW・PW
2号機	55.9万kW・PW
3号機	118万kW・PW
4号機	118万kW・PW



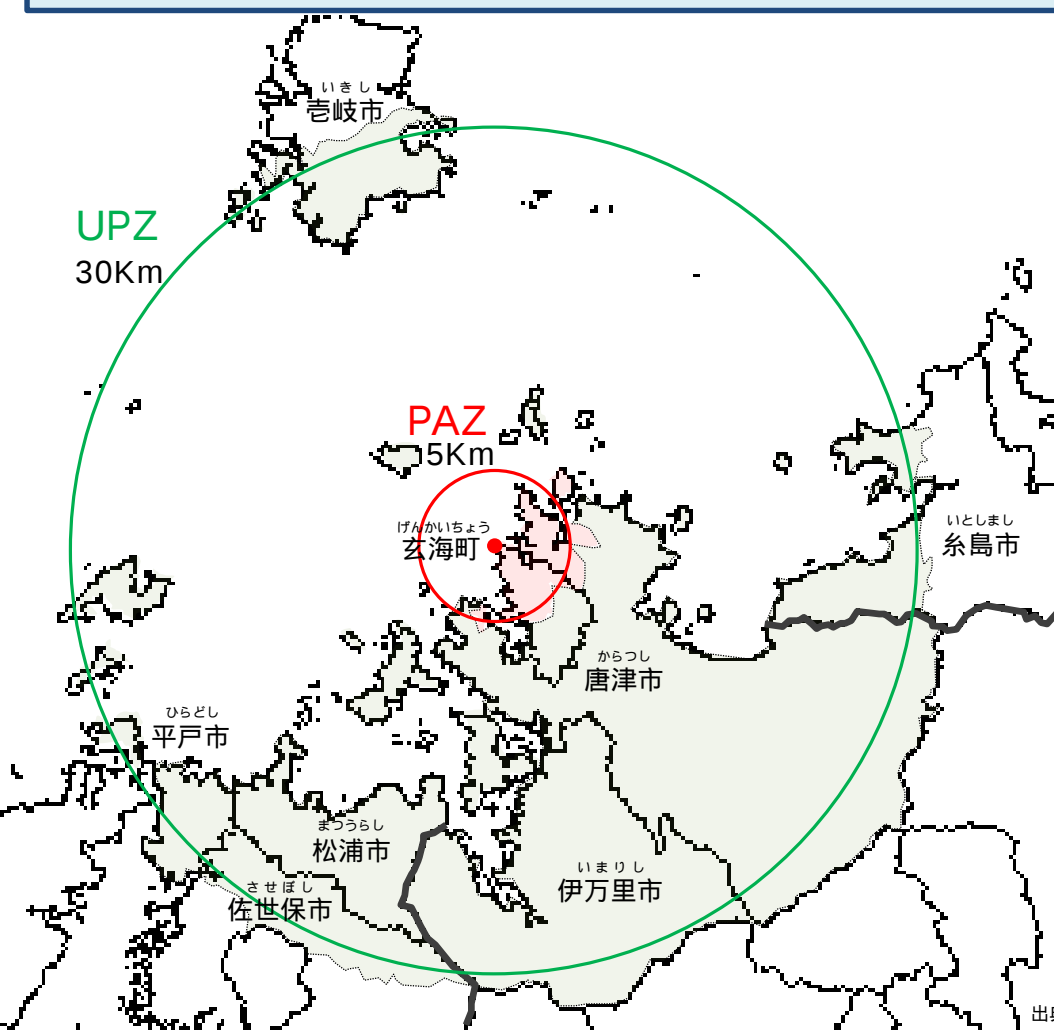
(3) 着工 / 運転開始 / 経過年数 (令和3年7月現在)

1号機	昭和46年 / 昭和50年10月 / 45年 (平成27年4月をもって廃止)
2号機	昭和51年 / 昭和56年3月 / 40年 (平成31年4月をもって廃止)
3号機	昭和60年 / 平成6年3月 / 27年
4号機	昭和60年 / 平成9年7月 / 24年



原子力災害対策重点区域の概要

- 佐賀県、長崎県及び福岡県の地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 玄海地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は佐賀県玄海町及び唐津市、UPZ内は3県の7市1町にまたがる。
- 冷却告示の対象である1・2号機に係る原子力災害対策重点区域の概要については、P112参照。



< 概ね5km 圏内 >

PAZ (予防的防護措置を準備する区域)

Precautionary Action Zone

急速に進展する事故等も踏まえ、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

1市1町 (げんかいちょう 玄海町、からつし 唐津市) 住民数 7,385人

< 概ね5～30km 圏内 >

UPZ (緊急防護措置を準備する区域)

Urgent Protective Action Planning Zone

事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

7市1町 (げんかいちょう 玄海町、からつし 唐津市、いまりし 伊万里市、
まつうらし 松浦市、させぼし 佐世保市、ひらどし 平戸市、
いさし 壱岐市、いとしまし 糸島市)
住民数 241,578人

佐賀県、長崎県 令和4年4月1日現在、
福岡県 令和3年3月31日現在

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

○ PAZ内人口は7,385人、UPZ内人口は241,578人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で248,963人。

関係市町名		PAZ内		UPZ内		合 計	
		（ 概ね5km圏内 ）		（ 概ね5 ～ 30km圏内 ）			
佐賀県	げんかいちょう 玄海町	3,328人	1,282世帯	2,026人	690世帯	5,354人	1,972世帯
	からつし 唐津市	4,057人	1,648世帯	115,284人	49,452世帯	119,341人	51,100世帯
	いまりし 伊万里市			53,734人	23,544世帯	53,734人	23,544世帯
小 計		7,385人	2,930世帯	171,044人	73,686世帯	178,429人	76,616世帯
長崎県	まつうらし 松浦市			21,922人	10,086世帯	21,922人	10,086世帯
	させぼし 佐世保市			9,339人	3,671世帯	9,339人	3,671世帯
	ひらどし 平戸市			10,188人	4,664世帯	10,188人	4,664世帯
	いきし 壱岐市			14,292人	6,331世帯	14,292人	6,331世帯
小 計				55,741人	24,752世帯	55,741人	24,752世帯
福岡県	いとしまし 糸島市			14,793人	6,293世帯	14,793人	6,293世帯
小 計				14,793人	6,293世帯	14,793人	6,293世帯
合 計		7,385人	2,930世帯	241,578人	104,731世帯	248,963人	107,661世帯

昼間流入人口（就労者等）の状況

- 平成27年国勢調査によると、^{げんかいちょう}玄海町及び^{からつし}唐津市全体での他地域からの昼間流入人口は、約8,300人／日。
- 平成28年経済センサスによると、九州電力関連企業を中心に413事業所、約4,400人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が運行するバスを通勤手段としている。

	他地域からの 流入人口	他地域への 流出口	差引増 減
^{げんかいちょう} 玄海町	2,106人	1,122人	984人
^{からつし} 唐津市	6,146人	10,384人	4,238人

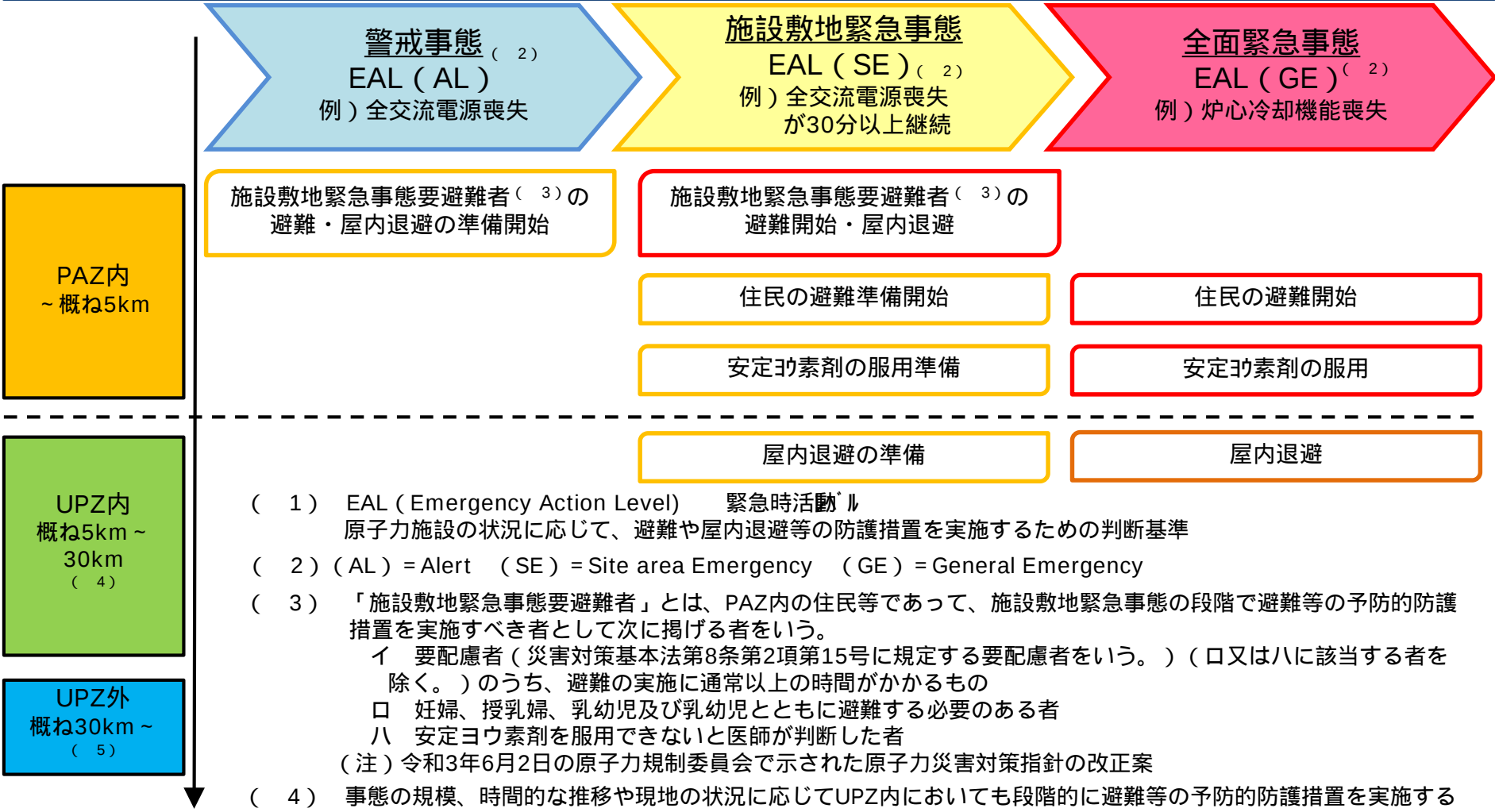
出典 平成27年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・産業等集計（総務省統計局）

PAZ内対象地区	事業所数	従業員数
^{げんかいちょう} 玄海町	172	2,810人
^{からつし} 唐津市 ^{ひぜんまち} （肥前町、 ^{ちんざいまち} 鎮西町、 ^{よぶこちょう} 呼子町）	241	1,544人
合 計	413	4,354人

出典 平成28年経済センサス - 活動調査 町丁・大字別集計（総務省統計局）

3．緊急事態における対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



(1) EAL (Emergency Action Level) 緊急時活動レベル
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

(2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency

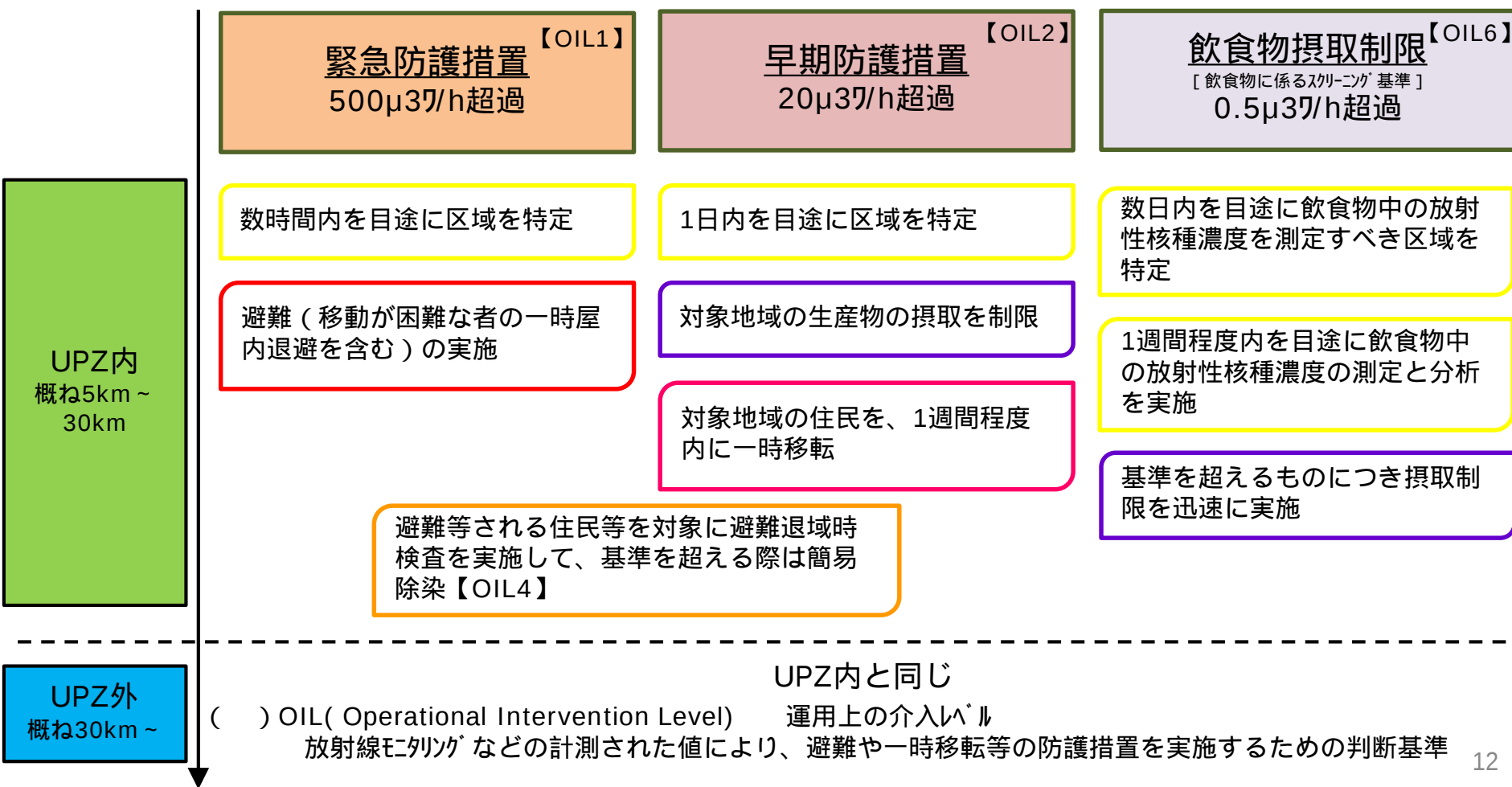
(3) 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。
イ 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。）（口又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者
(注) 令和3年6月2日の原子力規制委員会で示された原子力災害対策指針の改正案

(4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

(5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置（運用上の介入レベル：OIL（ ））

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

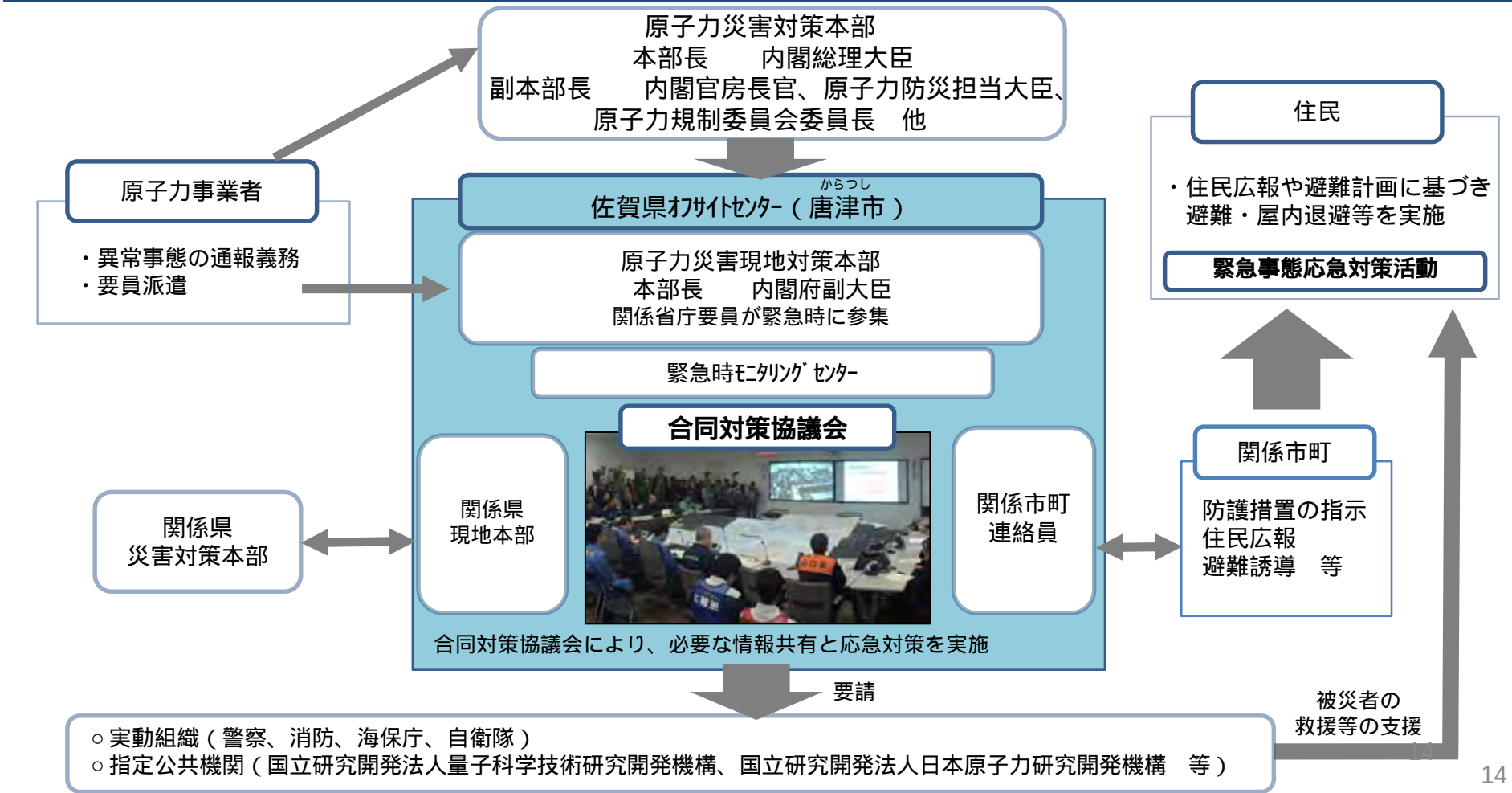


佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町の対応体制

- 佐賀県、玄海町、唐津市及び伊万里市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 長崎県、福岡県及び関係市町（玄海町、唐津市及び伊万里市を除く）は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で災害対策本部に移行。
- 関係市町の災害警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ内における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。



- げんかいちょう
○ 玄海町において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、佐賀県オワサイトセンター（OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部に移行し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オワサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、国・県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100人程度の国の職員等を佐賀県オサイトセンター及び佐賀県、長崎県、福岡県に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

<具体的な移動及び輸送支援のチーム>

事故対策本部

必要に応じ輸送支援を依頼

緊急輸送関係省庁
(警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省)

国の職員
必要な資機材 等

輸送支援

オサイトセンター等

佐賀県オサイトセンター

福岡県庁

福岡空港

佐賀空港

長崎空港

佐賀県庁

長崎県庁

佐賀空港 ~ 佐賀県オサイトセンター
近傍の場外離着陸
ヘリ (自衛隊) 約20分

入間基地 ~ 佐賀空港
輸送機 (自衛隊) 約2時間

環境省・内閣府 ~ 入間基地
輸送車両の先導 (警察) 約1時間

佐賀県オサイトセンターへの派遣 (自衛隊、警察による輸送支援の一例)
環境省・内閣府 ~ 入間基地 ~ 佐賀空港 ~ 佐賀県オサイトセンター
平成15年度原子力総合防災訓練の想定を参考
平成29年度原子力総合防災訓練では福岡空港を利用

15

オサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

- 佐賀県オサイトセンターは、耐震構造、鉄筋コンクリート造2階建ての構造になっている。
- 放射線防護対策
 - ・放射性物質除去フィルター・換気設備・除染設備を整備済み。
- 電源対策
 - ・無停電電源装置、自家用発電機を設置(7日間分の電源を確保)。
 - ・佐賀県は、佐賀県石油業協同組合と協定を締結しており、オサイトセンターなどの災害対策上重要な防災拠点等に優先給油される仕組みを構築。
 - ・自家用発電機の燃料不足時には、九州電力が継続して燃料補給を実施。



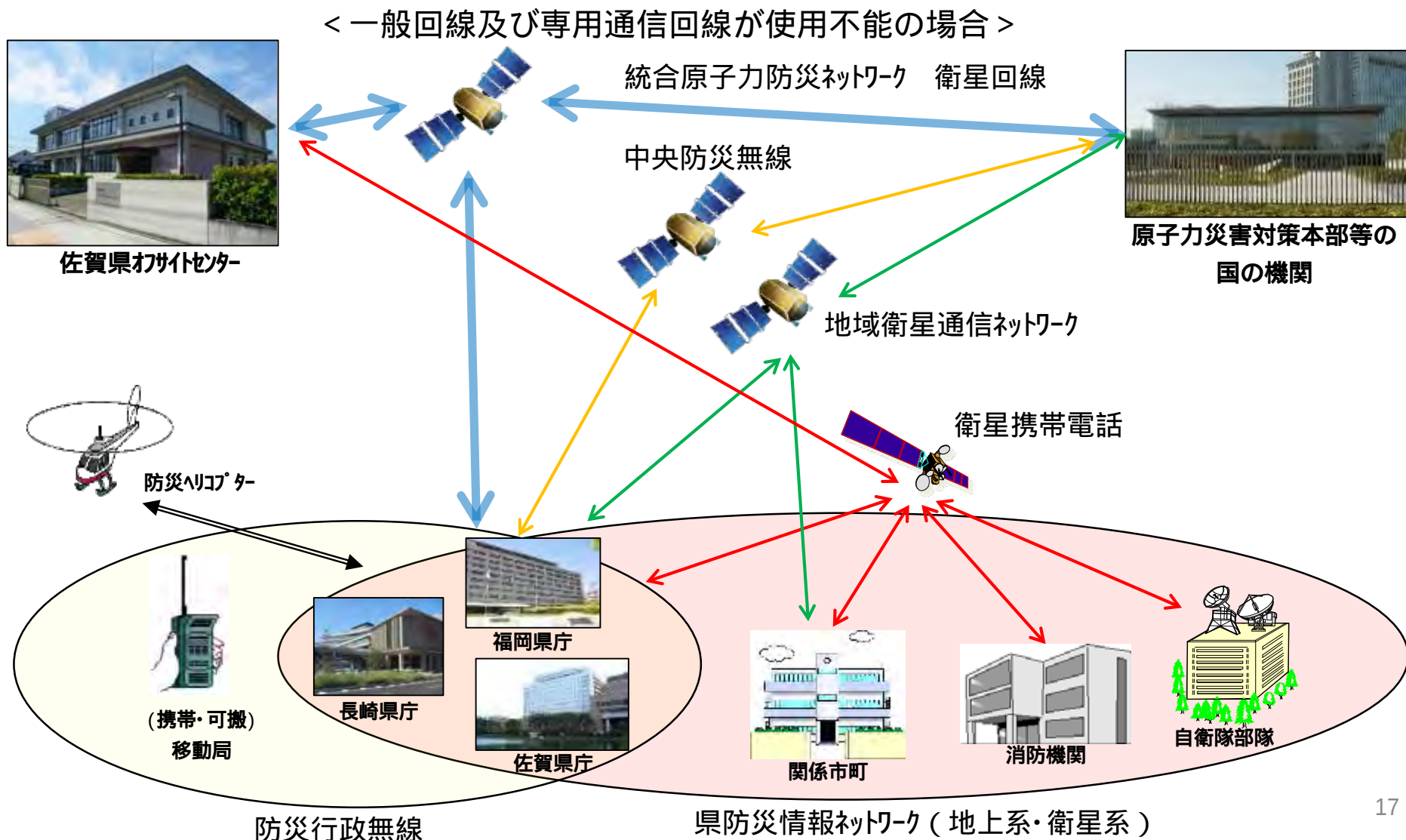
佐賀県オサイトセンター（唐津市）
（発電所からの距離約13km）

仮にオサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、
代替オサイトセンターに移動し、対応可能

玄海原子力発電所の代替オサイトセンター

- 佐賀県庁（佐賀市） 約52km
（自家用発電機を整備、3日間稼働）
- 長崎県庁（長崎市）【調整中】 約85km
（非常用電源設備を整備、3日間稼働）
距離はいずれも発電所からの直線距離

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話などを使用し、連絡体制を確保。



- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町にその内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、CATV、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。

< 関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段 >

住民

情報伝達

関係県、関係市町

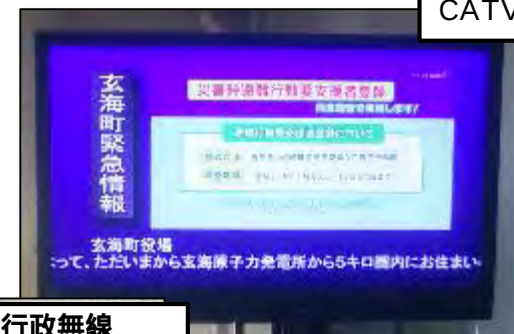
TV会議等を活用し迅速に情報伝達

原子力災害対策本部
(首相官邸)

防災行政無線(戸別受信機)
文字表示機能付きの例



CATV



防災行政無線
(市町からの発信)



防災行政無線
(屋外拡声子局)



広報車



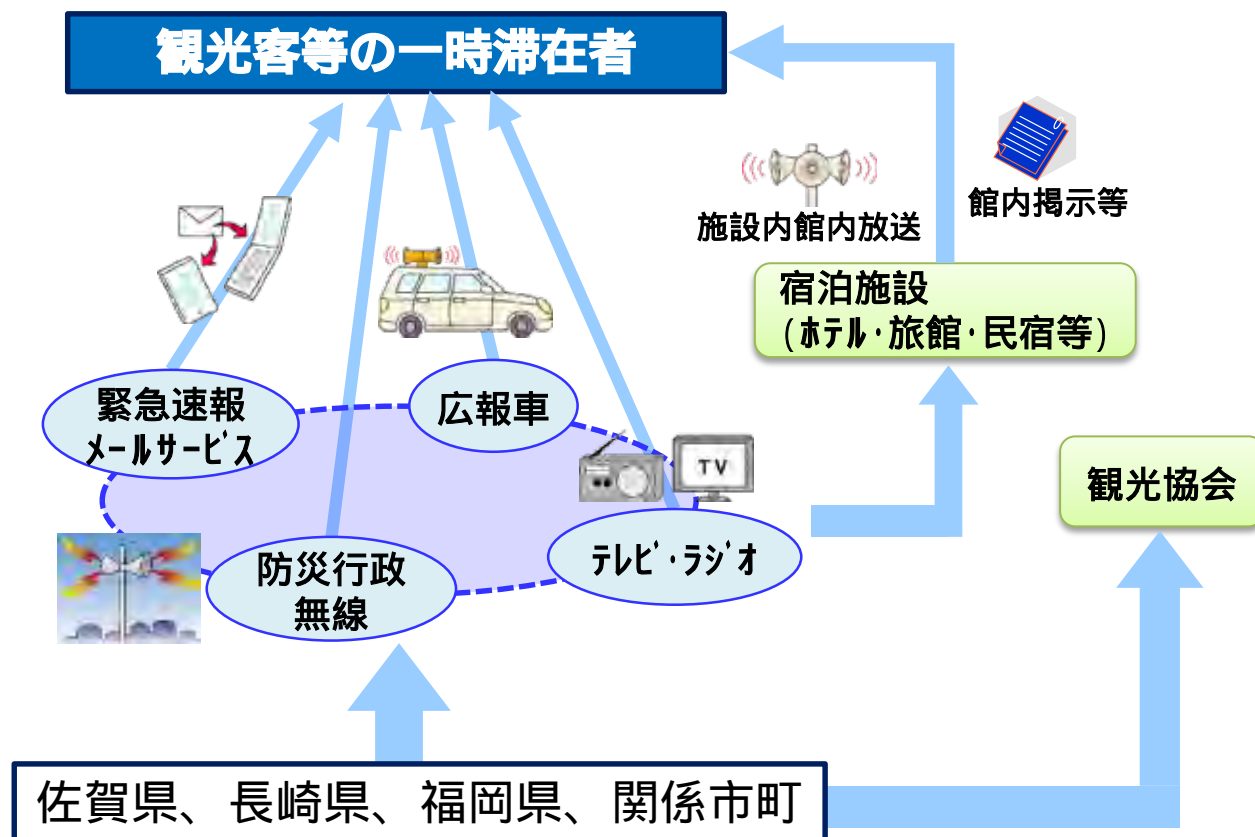
観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で、帰宅等の呼びかけを行う。
- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町は、防災行政無線、CATV、緊急速報メールサービス、広報車等により観光客等一時滞在者に情報を伝達(P18と同様)。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

【緊急速報メールサービス(イメージ)】

受信メール

20○○/○○/○○ ○○:○○
緊急情報
(○○市・町)からのお知らせです。
先ほどの地震による影響について、
玄海原子力発電所の安全確認を
行っています。現在、放射性物質の
放出は確認されていませんが、今後、
避難等を行っていただく可能性が
あります。観光客等一時滞在者の皆様
は、避難等の準備をするため、帰宅
や宿泊先に戻るなどしてください。住
民の皆様も、現在のところ避難や屋
内退避を行う必要はありません。県
や市町の情報に注意し、落ち着いて
行動してください。
(○○市・町)



- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、佐賀県オサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

事故の発生日時及び概要

事故の状況と今後の予測

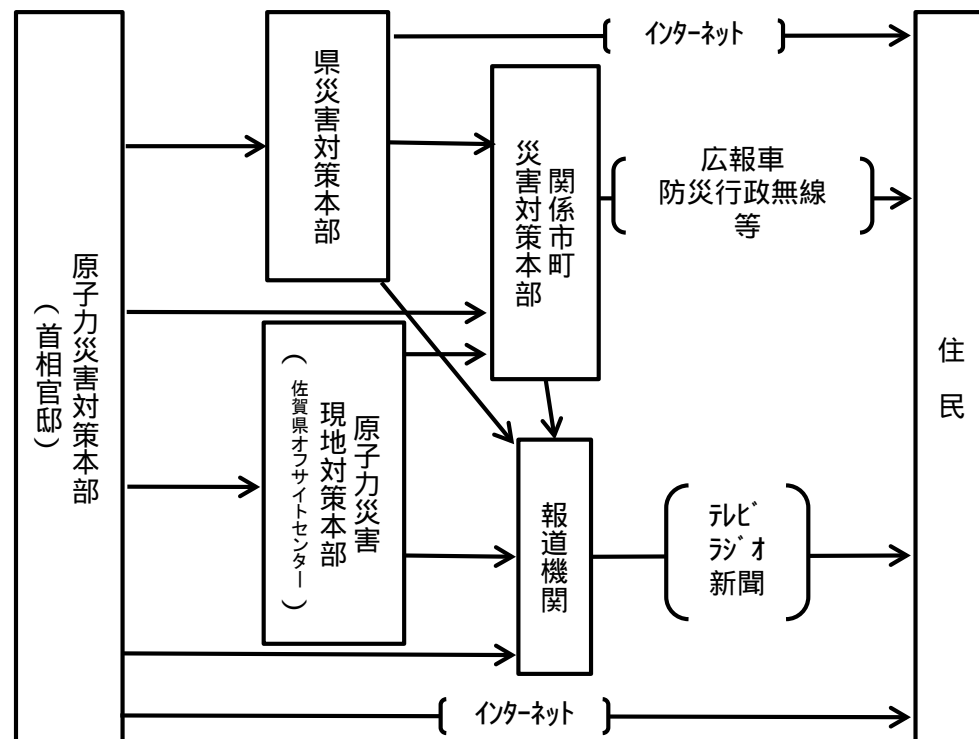
原子力発電所における対応状況

行政機関の対応状況

住民等がとるべき行動

避難対象区域及び屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町における対応

- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- 佐賀県ウェブサイトでは、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町の問合せ対応を支援。

原子力事業者（九州電力）における対応

- 原子力事業者（九州電力）は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

事故の発生日時及び概要

事故の状況と今後の予測

原子力発電所における対応状況

行政機関の対応状況

住民等がとるべき行動

避難対象区域及び屋内退避区域

被災企業等への援助・助成措置



4 . PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

< 対応のポイント >

1. 施設敷地緊急事態要避難者(医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかるもの、妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨ素剤を服用できないと医師が判断した者)について、あらかじめ定められた避難先へ避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避すること。
2. 学校・保育所の児童・生徒等については、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、保護者への引渡しができなかった児童・生徒等について移動手段を確保し、避難を開始すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、集合場所、避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

- 佐賀県は、警戒事態に至った段階で、佐賀県庁に災害警戒本部を設置し、約50人の要員が参集。
- 玄海町は、警戒事態に至った段階で、玄海町役場に災害警戒本部を設置し、約110人の要員が参集。
- 唐津市は、警戒事態に至った段階で、唐津市役所に災害警戒本部を設置するとともに、PAZを管轄する肥前市民センター、鎮西市民センター、呼子市民センターにそれぞれの対策支部を設置。災害警戒本部及び3つの対策支部あわせて、約210人の要員が参集。
- 警戒事態に至った段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、佐賀県、玄海町及び唐津市は、集合場所、社会福祉施設等に避難用車両等の手配を開始。また玄海町及び唐津市は、PAZ内の集合場所(玄海町15地区、唐津市13地区)の設置準備を開始するとともに、各集合場所に避難誘導員を派遣。
- 玄海町及び唐津市は、各地域の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築。

集合場所に職員を配置するとともに、自主防災組織や消防団等による地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築

集合場所、福祉施設等に避難用車両等の手配を開始

PAZ



【凡例】
■ 集合場所（合計28か所）

(C)2020ZENRIN(205E-第175号)

からつし 唐津市災害警戒本部対策支部

からつし よぶこ 唐津市役所呼子市民センター

からつし 唐津市災害警戒本部対策支部

からつし ちんぜい 唐津市役所鎮西市民センター

げんかいちょう 玄海町災害警戒本部
げんかいちょう 玄海町役場

からつし 唐津市災害警戒本部対策支部
からつし ひぜん 唐津市役所肥前市民センター

からつし 唐津市災害警戒本部
からつし 唐津市役所



佐賀県災害警戒本部